児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程の運用方針

（平成２８年９月１日制定）

（平成３０年２月９日改定）

（平成３０年８月１日改定）

第１条関係

この運用方針は、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程の運用に関する細目を定めることを目的とする。

第２条関係

１　進学者には、この事業を開始した日に大学等に在学し、かつ正規の修学年数の範囲内にある者を含むものとする。

２　就職者には、この事業を開始した日から２年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとする。

第３条関係

家賃支援費の貸付けの限度額となる「居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額」については、単身世帯の額とする。なお、都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。

第６条関係

１　貸付けの決定にあたっては、審査会において、提出資料からおおむね次の事項を基準として審査し、決定するものとする。

（１）　進学者においては就学と就業の継続、就職者においては就業の継続、資格取得希望者においては資格の取得と就業の継続が見込まれること。

（２）　保護者等からの経済的な支援が見込まれないこと。

（３）　未成年の間は、児童養護施設等、里親等、在籍している企業等から、生活維持に向けての支援が得られること。

第１０条関係

　　第５条による申請において合格通知書又は採用内定通知書の添付を受け、貸付の決定をした自立支援資金の交付については、大学等に入学又は就職後に在学証明書又は在職証明書の提出がなされてから交付するものとする。

第１１条関係

１　第１項の規定による会長への届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ該当各号に掲げる様式により行うものとする。

　（共通）

　（１）　貸付契約書の内容に変更があったとき　（様式第１号）

（２）　自立支援資金の借受けを辞退するとき　（様式第２号）

（３）　心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき（様式第３号）

（進学者）

（４）　修学状況に変更があったとき　（様式第４号）

（５）　就職したとき　　（様式第５号）

（６）　就業状況に変更があったとき　（様式第６号）

（就職者）

（７）　就業状況に変更があったとき　（様式第６号）

（資格取得費利用者）

（８）　資格を取得したとき及び資格を取得することを止めたとき　（様式第７号）

（９）　就職したとき　　（様式第５号）

（10）　就業状況に変更があったとき　　（様式第６号）

２　第４項の規定による会長への届出は、様式第１号により行うものとする。

第１３条関係

１　第１項に規定する「その他やむを得ない事由」は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

２　第１項第３号に規定する「資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号の一に該当する場合をいう。

（１）　資格を取得するための課程の履修を中止したとき

（２）　心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき

（３）　死亡したとき

（４）　その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

３　自立支援資金の返還については、返還期間を最長２０年以内とし、返還額ならびに返還方法について、県知事の承認を受けるものとする。

第１５条関係

１　第１項第１号及び第２号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。第１項第３号に規定する返還の裁量免除は、本貸付事業が児童養護施設退所者等の自立の促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた期間以上就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

２　第１項第２号に規定する自立支援資金の裁量免除については、その妥当性についてについて、県知事の承認を受けるものとする。

第１６条関係

「免除を受ける資格を有することを証するに足る書面」のうち就業を継続したことによる申請の場合は、様式第８号とする。

第１９条関係

１　第１項に規定する「その他やむを得ない事由」は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。